

第2回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成29年7月28日(金) 午後3時00分より
於：島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第2回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成29年7月28日（金） 15時00分
2. 閉会時間 平成29年7月28日（金） 15時33分
3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
4. 出席委員者の数 18名
5. 欠席委員者の数 1名
6. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可処分の取消願について
 - 第2号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第4号議案 非農地証明願について
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
 - 第6号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について
7. 報告事項
 - 報告第1号 合意解約通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第3号 農業用施設届について

午後3時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第2回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・・番・・・・・・委員、・・・番・・・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可処分の取消願いの1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可処分の取消願いの1番について説明します。

農地法第3条の規定による許可につきましては、平成・・・年・・・月・・・日付け、・・・島農委指令第・・・号で許可しておりましたが、譲渡人、譲受人双方の錯誤により、取り消しをおこないたいとの申請です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番については許可を取り消すことに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いの1番については許可を取り消すことに決定します。

次に、第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請1番から3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から3番について説明します。

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑1筆879平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は7,581平方メートルで、農機具は、トラクター2台、トラック2台、管理機2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑1筆274平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は35,718平方メートルで、農機具は、トラクター1台、防除機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんです。

畑1筆56平方メートルを父から贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は40,130平方メートルで、農機具は、トラクター5台、トラック5台、管理機6台、リフト1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、・・・番　・・・　委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で55年の農作業暦があります。

妻と2人で農業を営んでおり、きゃべつ、レタス、ダイコン、つつじを作付し、通作距離は自宅の隣接地ということで、問題なしと見て参りました。

よろしく申し上げます。

議長

次に、2番について、・・・番　・・・　委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、兼業農家で25年の農作業暦があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻、ニンジン、ハクサイ、レタス、オリーブを作付し、通作距離は自宅より300メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に、3番について、・番 委員。

現地調査員

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で22年の農作業歴があります。

妻、子供、父母の5人で農業を営んでおり、水稻、だいこん、にんじんを作付し、通作距離は車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案の1番から3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番から3番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から3番は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は、. . . の さんと、. の さん、譲受人は . . . の さんで、申請地356平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅を建設したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は.の一角にあり、北側は譲渡人の農地、東側及び西側は宅地、南側は農地となっております。

雨水及び生活雑排水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水はくみ取りするということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は.の.さん外3名、譲受人は.の.さんで、申請地261平方メートル譲り受け、事業用車両の駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しており

ます。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は の一角にあり、北側、東側及び西側は道路、南側は農地となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番ですが、関連がありますので、4番を同時に上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番及び4番について説明します。

3番の譲渡人は . . . の さん、譲受人は . . . の さん、申請地49平方メ

ートルを譲り受け、・・・番・、同番・、同番・、同番・の農地への進入路として利用したいとの申請です。

4番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さん、申請地10.82平方メートルを譲り受け、・・・番・の宅地の一部として利用したいとの申請です。

なお、この許可申請については、事前着工をされており、お手元に配布しております、別添の顛末書のとおり、市道への寄付を目的に拡幅、水路工事を行ったが、市道計画が中止になった。しかし・・・番への進入路として利用するため、今回の申請となった。また、工事を行うに当り、分筆するための調査測量を行ったところ、一部が宅地に入りこんでいたために、宅地の一部として譲り受けるため今回の申請となっております。

また、議案集4ページをご覧ください、違反転用への対応については、資料にありますように(1)違反転用を確認し、(2)－2原状回復は困難と判断し(4)事務局レベルでの協議した結果、簡易手続相当の違反案件の基準①及び②の基準に該当すると、県から通知をいただきましたので、今回(6)追認許可申請を行おうとするものです。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番　・・・　委員

現地調査員

第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請の3番及び4番について報告します。

3番及び4番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び西側は申請者の農地、東側は申請者の宅地、南側は道路となっております。

現在は、事務局の説明のとおり、農地への進入路及び宅地の一部として利用されており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請3番及び4番について、ご意見等ありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の3番及び4番は許可相当と認めることよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番及び4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4議案 非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地は昭和・年月日不詳頃より・・・・番の宅地の一部として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は申請者の宅地、東側は道路、南側及び西側は宅地となっております。

現地を見ますと、・・・・番、宅地の敷地の一部として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、4議案 非農地証明願いの2番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。
2番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和・・・年月日不詳頃より・・・さんが・・・番・と一体に工場及び居宅用地として利用されておりました。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
・番 ・・・・ 委員

現地調査員)

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。
2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は農地、南側は道路、西側は申請者の宅地となっております。
現地を見ますと、隣接の・・・番・の敷地と一体に工場、居宅として使用されていたということで、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。
次に、第4号議案 非農地証明願いの3番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの3番について説明します。

3番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は昭和・・・年月日不詳頃より傾斜地ということもあり、耕作されておらず原野化しております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの3番について報告します。

3番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで農地、東側及び西側は原野、南側は道路となっております。

現地を見ますと、傾斜地でもあり、長年耕作されておらず、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の3番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の3番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4議案 非農地証明願いの4番について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの4番について説明します。

4番の申出人は……の……さんで、申請地は昭和……年月日不詳頃より居宅及び農舎用地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 …… 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの4番について報告します。

4番の申請地は……の一角にあり、北側は申請者の農地、東側は農地、南側及び西側は道路となっております。

現地を見ますと、昭和……年頃から宅地として使用されているということで、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の4番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第4議案 非農地証明願いの5番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの5番について説明します。

5番の申出人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地は昭和・・年月日不詳頃より戊・・番・・と一体に宅地として利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの5番について報告します。

5番の申請地は・・・の一角にあり、北側、東側及び南側は農地、西側は道路となっております。

現地を見ますと、・・・・番・・の宅地と一体に使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の5番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得よ

うとするものであります。

利用権設定については、議案集 6 ページから 9 ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 5 件 19 筆 11,418.21 m²

耕作権の再設定 12 件 27 筆 21,623.00 m²

合 計 17 件 46 筆 33,041.21 m²

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 10 ページに記載のとおりで、
1 件 3 筆 1,514.00 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第 5 号議案 農用地利用集積計画 (案) を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第 5 号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) は承認することに決定します。

次に、第 6 号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画 (案) について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第 6 号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画 (案) について説明いたします。

この議案は、今日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の 5 筆 4,688 平方メートル分について、島原市より「農用地利用配分計画 (案)」の農業委員会への意見聴取の依頼がありました。

議案集の 11 ページをご覧ください。

1 番から 4 番の農地の受け手は・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は、41,785 平方メートル、農機具はトラクター 2 台、トラック 2 台、マルチャー 1 台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は 3 名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を

満たしております。

次に5番の農地の受け手は、・・・の・・・さんで、貸借後の耕作面積は16,000平方メートル、農機具はトラクター3台、トラック2台、人参収穫機1台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は3名で、主に野菜等を作付されています。また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集12ページに記載のとおりで、3件4筆3,928.00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は13ページに記載のとおりで、3件4筆3,679.72平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農業用施設届については、議案集14ページに記載のとおりで、2件3筆74.52㎡の届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、以上で第2回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第2回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後3時33分